

議案第二十八号

港区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年三月八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特別区税条例の一部を改正する条例

港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

付則第二条の四の次に次の一条を加える。

（令和六年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第二条の五 所得割の納税義務者の選択により、法附則第四条の四第四項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第四項に規定する災害関連支出がある場合には、第三項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和五年において生じた法第三百十四条の二第一項第一号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第十八条の規定により

控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和七年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第十八条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第四十八条の六第一項に規定する親族の有する法附則第四条の四第四項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和七年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第一項の規定は、令和六年度分の第二十二條第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第二十三條第一項の確定申告書を含む。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

付則第三条中「附則第四条の四第三項」を「附則第四条の五第三項」に改める。

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区特別区税条例付則第二条の五の規定は、令和六年二月二十一日から適用する。

（説明）

地方税法の一部を改正する法律（令和六年法律第二号）の施行による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正に伴い、令和六年能登半島地震による資産の損失に係る雑損控除の特例を定めるため、本案を提出いたします。